

佐賀県フードバンク活動団体（CSO）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、食品ロス削減の推進及び生活困窮者やこども食堂等への安定的な食支援を図るため、補助事業者に対して予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 この要綱において補助事業者とは、次に掲げる(1)から(7)までの全ての要件を満たす佐賀県内を拠点にしてフードバンク活動を行うCSOをいう。ただし、市町社会福祉協議会及び市町が運営する（委託する）事業所を除く。

- (1) 県内に事業所を有すること。
- (2) 申請日時点で活動が休止中でないこと。
- (3) 申請日時点で概ね3か月以上の継続した活動実績があること。
- (4) 申請日時点でフードバンク活動を主体として農林水産省へ届出を行っていること（九州農政局ホームページにフードバンク活動団体として掲載されていること）。
- (5) 農林水産省が定める「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」に基づき、提供食品受取後から譲渡するまで、適切に食品管理を行っていること。
- (6) 食品関連事業者等から未利用食品の寄付を受けるため、品質管理や責任の所在など、食品の提供等に関する合意書や契約書等を締結していること。
- (7) 令和9年3月末までの活動計画を有すること。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

2 補助金の対象期間は、交付決定を受けた日から令和9年1月31日までとする。

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- (1) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額及び支払日が確認できない経費
- (2) クレジットカードによる支払で、下記アからウまでに該当する経費
 - ア 補助対象期間中の口座引き落としが確認できないもの
購入品等の引き取りが補助対象期間中であっても、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費とする。なお、分割払い等により、補助対象期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない場合も含む。
 - イ 法人の代表者や従業員が、法人のクレジットカードではなく、個人のクレジットカード

ードで支払を行った場合や、個人事業主の従業員がクレジットカードで支払を行った場合の「立替払」において、以下のいずれも確認ができないもの

- ・ 補助対象期間中の当該クレジット払いに係る口座引き落とし
- ・ 補助対象期間中における補助事業者と立替払者との間での精算

ウ 支払に充当したポイント等

ポイント等を支払に充当した場合、充当分については値引き同等とみなし、補助対象外経費とする。

(3) 前項に規定した補助対象期間内において、支払が完了していない経費

4 複数のフードバンク活動団体が連携して食品を受け入れ、構成する各フードバンク活動団体に当該食品を分配した場合の受入実績は、当該連携体が受け入れた実績又は当該食品を分配により受け入れた各フードバンク活動団体の実績のいずれか一方の受入実績に算定できる。

(補助対象となる事業者)

第4条 この要綱において、補助事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 補助事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、令和8年4月30日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助金対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業の目的に沿ったものであり、当初の申請内容と同質性が失われない範囲の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別紙「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）」の趣旨を尊重し、県内企業と契約するように努めること。
- (4) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負を承諾してはならない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第6条の規定による補助金の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

- 第8条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度2月1日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
 - 3 第5条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9条 この補助金は、概算払で交付することができる。
- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとし、同条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第6号のとおりとする。
 - 3 概算払により請求することができる金額は、令和7年度における食品取扱量（受入量）1トンにつき2万円を加算した額の8割を超えない額を上限とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

対象経費	補助率	補助上限額
食品の受入に要する経費 ・ 謝金 ・ 食品保管に使用する冷蔵庫等の賃借料（光熱水費を除く。） ・ 運搬・配送用車両賃借料（燃料費を除く。） ・ 輸配送費（他者に依頼して輸配送する場合の経費、自ら輸配送する場合の経費（燃料代）） ・ その他知事が認める経費	10/10 以内	令和8年度食品取扱量（受入量）1トンにつき2万円を加算した額のうち、予算の範囲内において知事が決定した額 ※ 食品取扱量（受入量）は小数点以下切り捨て